

農業倫理・環境倫理・生命倫理

—農業倫理学の論点は何か—

畠 中 和 生

(2001年9月28日受理)

Agricultural Ethics, Environmental Ethics, and Bioethics: the Major Issues of Agricultural Ethics

Kazuo Hatakenaka

It is the aim of the paper is to make the major issues of agricultural ethics clear by comparing them with the ones of environmental ethics and bioethics. The main topics in this paper are following. 1. The major issues of the debate over agricultural ethics are (1) agricultural threats to public health and safety; (2) government responsibility for controlling agricultural resource depletion; (3) agricultural contributions to ecological disturbance; (4) government responsibility for preserving the family farm; (5) problems with factory farming and animal husbandry; and (6) monopolistic control of food production by agribusiness industries (Schrader=Frechette [1992] : pp.30-31). 2. The most important thoughts in environmental ethics are "the rights of nature", "intergenerational ethics" and "environmental justice". When we make an issue of agricultural ethics, we need to consider these thoughts. 3. Agriculture is fundamental to bioethics if bioethics is the ethics of "biosciences". The problems of "agricultural bioethics" arise from the (prospective) application of modern biotechnologies. So we also need to discuss about the issues of agricultural ethics from bioethical point of view.

Key word: agricultural ethics, environmental ethics, bioethics, agricultural bioethics

キーワード：農業倫理、環境倫理、生命倫理、農業生命倫理

はじめに

小論の目的は、「農業倫理」とは何かについて関連文献にもとづいて整理することにある。最近では、たとえば生命倫理や環境倫理など、〇〇倫理という表現があらこちらで見受けられるようになってきているが、それにしても「農業倫理」（あるいは「農業倫理学」）という言葉は聞きなれない言葉であろう。したがって使用者がある程度概念規定したうえで使用すべきであるし、できるならそれが望ましいことはいうまでもない。

小論はそのための準備作業である。先行研究を参考にするとという意味で、さしあたり、欧文文献の内容紹介が主となるが、直輸入という意図はまったくない。こうした作業の最終的な目的は、いうまでもなく私たちにとっての農業倫理の確立にある。

明らかにしたいことは次の二つである。

①農業倫理学の論点あるいは課題として何があるのか。

②他分野とのかかわり、とくに環境倫理学と生命倫理学の論点と重なるところはどこか。

本題に入るまえに、おそらく疑問が生じるであろうことがらについて、若干の補足説明をしておきたい。その疑問とは、とくに次章の内容をみればはっきりすることであるが、なぜこれが農業の「倫理」なのか、あるいはなぜこれが「倫理」の問題なのか、という疑問である。言い換えれば、これらは政治、経済、科学技術や安全性等の問題であって、いわゆる「倫理」の問題ではないのではないか、という疑問である。こうした疑問がでるのは、学問研究分野の縦割り構造を堅持するかぎり当然のことであろうし、私自身も各研究分野特有の専門性を無視するつもりはまったくない。ただ、この点に関して、現時点で私はこう考えている。

まず、どのような研究分野でも、長く続けていれば研究対象がはらむ問題性を自覚しない研究者など存在しないはずである。何を問題と考えるかは当然さまざまであろう。学問研究と社会の動向とはなんの関係もないと考える人は別として、みずからの学問研究と社会との関係を意識しない研究者は数少ないはずである。みずからの研究活動を、最終的には、よりよい人間社会の構築に資するものにしたいため、研究対象がはらむ問題がまさに「問題」として立ち現れてくるのは、研究対象がかかわる、社会のなかでの「あるべき姿」「あるべき理想像」を研究者自身が自覚し、あるいは少なくともそれを模索しているからこそであろう。

こうした社会のなかでの「あるべき姿」「あるべき理想像」を自覚あるいは模索し、さらにそれにもとづいて現実の諸問題についてあれこれ思索する行為が、(広義の)倫理学のひとつのあり方だと思われる。その意味で、〇〇倫理ないしは〇〇倫理学は、研究分野ごとに、そして現実の社会問題の数に相応して、多数存することになる。当然、「農業倫理学」は農業の「あるべき姿」「あるべき理想像」を模索しつつ、現実の諸問題についてあれこれ思索するという意味で、(広義の)倫理学と称してもとりあえずは差し支えない。

ただし、「倫理」という言葉も最近多様に使われており、上述の使い方に違和感がある場合には、扱う問題を、大きく「社会問題」とでも呼んでおけばよく、言葉にこだわる必要はない。ともあれ、社会のなかでの「あるべき姿」「あるべき理想像」から逸脱している事象が現実にも多様な形で存在する以上、解決のためにどうすればよいのかを考えることも「倫理」問題なのである。以下で述べる農業倫理学の中心論点である安全性の問題や資源配分等の問題群は、社会における重要な問題群であり、これまで研究者が考えて来なかったわけでは決してないのであり、いまさら「倫理」問題と呼ぶ必要もないという反論もあるだろう。それはまさにその通りであって、繰り返しになるが、「倫理」という言葉を使いたくなければ、使う必要はない。ただ、あえて倫理と呼ぶことには、研究者自身に問題群を先鋭に意識化させる利点があるだけのことである。

もうひとつ付け加えておく。私自身は、倫理学を広義に捉える場合、その定義も方法も多様だと認識している。こうでなければならぬ厳格な作法など存在しない。それらを詮索することは重要であるとしても、むしろ何が問題なのか、何が論点かをはっきりさせることが先決だと考えている。それがはっきりすれば、おおよその輪郭も見えてくるに違いない。こうした観点から、以下では、農業倫理学において具体的に何が問題なのかについてみてみることにしたい。

【1】 何が問題か—「農業倫理」に関する議論の論点—

最初に、農業倫理に関する議論において具体的に何が問題であるかについて、K・S・シュレーダー＝フレチェット、P・B・トンプソン、B・ミーファムほかの見解を順次みてみたい。

1. シュレーダー＝フレチェットの見解

シュレーダー＝フレチェットは環境倫理学の専門家としてわが国でも著名であり、『環境倫理学』(1991年第2版)が邦訳されている(Schrader-Frechette [1991])。同書は、第一部理論的枠組み、第二部権利・義務・環境、第三部社会正義と環境、第四部現代のディレンマ、の四部構成となっている。とりわけ第二部の消費制限の義務や第四部の農業の問題などが取り上げられていることは、環境倫理学の論点の一部に農業倫理学の論点が含まれることをすでに示唆している。

直接に彼女が農業倫理について論じているのは、『倫理学百科事典』(1992年初版)で担当した「農業倫理学」の項目においてである(Schrader-Frechette [1992]: pp. 30-33)。そこで彼女は、農業倫理をめぐる問題がきわめて今日的問題であること、つまり「緑の革命」(the green revolution)の成功に対する評価がきわめて複雑であるとしたうえで、農業倫理に関する議論の論点を次の六つに整理している。

- ①健康や安全への脅威(化学肥料、防腐剤、殺虫剤使用などの問題)
- ②農業資源枯渇に対する政府の責任(農耕地の減少などの問題)
- ③環境に配慮しない農業管理による自然環境・生態系の破壊(表土流出などの問題)
- ④大資本農業よりも家族農業(family farm)を保護することに対する政府の責任(自営農業は、民主主義、自立心、環境に対するスチュワードシップ(神の信託者としての責任感)などの育成に貢献することを政府はどう考えるか)。
- ⑤工場的農業(factory farming)と畜産のあり方(動物に対して不必要な苦痛を与えることなど)
- ⑥アグリビジネス産業による食料生産の独占的支配の問題(化学産業がより安全な除草・除虫の方法の開発を妨げていること、その強大な力ゆえに人びとの平等権やリスクに同意するかどうかを決める権利などが奪われてしまうこと、など)。

ところで、シュレーダー＝フレチェットからすれば、①～⑥が論点とされるのは、これらが現実にもうまくいっていないからであり、結論的にはこれらの是正が急務

となる。ただし、他方から見れば、現状が維持されるべきだと考える現状肯定派の論拠もある。彼女によれば、それは次のようなものである。

①に対しては、○化学肥料等の使用は食料価格を引き下げ、それゆえ多くの人の栄養を賄える、○殺虫剤の使用は害よりも利益の方が大きい、○現在世界中で進行しつつある農耕地の減少に対処できるのは、少ない土地で多くの作物を生産できる化学肥料しかない、ということ。

②に対しては、○農業用地を守るために地域限定、規制、関税化などをすることは、補償もなく一方的に取り上げるに等しい、なぜならそれによって土地の市場価値は下がり、それゆえ所有権の侵害になる、○農業用地限定は排他的だ、たとえば家を建てたい低所得者の権利を侵害する、ということ。

③に対しては、○政府による規制よりも市場に任せおけばよい、なぜなら、土地浸食や農薬使用によって自然破壊がひどくなれば農業経営者にとって財産の損失になり、やめざるをえなくなるだろう、○政府による土地利用の管理は結局失敗する、○政府の規制よりも土地に対する個人の財産権を強化するほうが、経済的にも環境的にも維持可能な農業を提供するもつともよい方法である、ということ。

④に対しては、○経済的規模が小さくて効率がわるい、○ジェファーソンの農業社会は理想にすぎない、○時代遅れの農法を信奉するのは非現実的だ、なぜなら貧しい人にも食べ物があるように今の低価格を維持するには、化学的・技術的・オートメーション的な農業が不可欠である、ということ。

⑤に対しては、○貧しい人にも食べ物があるように今の低価格を維持するのは、化学的・技術的・オートメーション的な農業が不可欠である、○人間が他の動物よりも優れているという前提を受け入れるなら、たとえ動物が権利をもつとしても、動物を食料や科学実験のために殺すことは道徳的に認められる、ということ。

⑥に対しては、「大型」農業（big agriculture）こそが、低価格のタンパク源を利用可能にすることによって栄養をみんなに分け与えることができる、ということ。以上である。

2. トンプソンの見解

次に、トンプソンの見解をみてみよう。彼は『農業倫理学：研究・教育・政策』（1998年）という著書を出版している⁽¹⁾。同書はいくつかの論文から構成されているが、導入にあたる論文（Thompson [1998] : pp. 6-25）の内容から、彼の見解は次のように整理でき

る。

- ①技術革新から結果する安全性と環境問題をどう考えるか。
- ②道徳共同体の拡大の流れ（環境倫理における「自然の権利」と「世代間倫理」）にどう対応するか。
- ③農業生産物の分配と消費をどうするか（世界的飢餓と人口問題等）。
- ④「家族農場」の価値とは何か、あるいは「家族農場」を救う道徳的義務は存在するか。

3. ミーフアムの見解

続いて、ミーフアムの見解をみてみよう。彼は、『応用倫理学百科事典』（1998年）における「農業倫理学」の項目を担当し（Mephram [1998] : pp. 95-110）、その冒頭で、農業倫理学の論点あるいは課題として次のようなものをあげている。

- ①農業倫理学は、公共政策にとって重要な倫理的課題に関する学科として登場した。
- ②農業を他のタイプ産業活動から区別する特徴は、主要な生産物が食料であること、それが地球規模の自然環境に依存していること、そして国家経済の基盤として重要であること、にある。
- ③その結果、農業は広範な倫理的課題をもつことになる。たとえば、食料供給と需要との不均衡をどうするか、田舎農業に対するアグリビジネスの影響をどうするか、人間と動物の福祉に与えるバイオテクノロジーの影響をどうするか、集約的生産システムが地球環境の維持可能性に与えている影響をどうするか、である。
- ④農業倫理学の目的は、筋の通った統一的な倫理的枠組みを考え出すことである。

ミーフアムの論述の内容構成は、1) 農業の本性とその倫理的次元、2) 倫理理論と農業政策の定式化、3) 倫理理論の応用：社会経済的問題、4) 農業生命倫理学、5) 農業と環境、6) 倫理と農業研究、7) 結論、となっている。1)2)が理論的問題で、残りが応用的・現実的問題とみていいであろう。そして、4)は直接生命倫理の問題とかかわり、5)は直接環境倫理の問題とかかわっている。

4. その他

最後に、その他関連のある事例をあげておく。まず、農業倫理に関する最近オランダで開催された第一回農業と食料の倫理（Agricultural and Food Ethics）に関するヨーロッパ会議の内容を見ておきたい。同会議についての報告（安延 [1999]）によると、シンポジウムでは、資源の利用と動物の利用、食料倫理、農業と

社会の三本のセッションがたてられ、報告、コメントが行われたそうである。また、個別報告では、1)環境倫理、2)動物倫理、3)バイオテクノロジー、4)食料倫理、5)職業倫理、6)営農倫理の報告が行われたようである。

さらに、わが国で発行された農学についての一般書の内容をみると、地球環境問題へのかかわりが大きく取り上げられているし、五つの論点として、1)食料危機はほんとうに来るのか、2)日本の食料自給率をどうするか、3)貿易自由化で農業はどうなるか、4)安全な「食」と「農」をどう実現するか、5)何のために、どんな農業援助が必要か、が論じられている(朝日新聞社[1997]:103-128頁)。

5. 「農業倫理」に関する議論の論点(まとめ)

以上、網羅的ではないが、「農業倫理」に関する議論の論点についての諸見解を順次みてきた。こうしてみると、分け方に違いがあるものの、ある程度共通する問題意識がうかがえる。地域的差異を考慮すれば、より具体的・実証的な内容は大きく相違するのはいうまでもないが、形式的には、シュレーダー=フレチェットの六つの整理を基準にして、トンプソンの②「道徳の拡大」論(これは、シュレーダー=フレチェットの⑤を部分的に含む)を加えれば、論点をほぼカバーできるのではないと思われる。また、ミーファムの見解から、農業倫理学を「公共政策にとって重要な倫理的課題に関する学科」として捉える点、そしてその目的を筋の通った統一的な倫理的枠組みを考え出すことにあるとする点を押さえておけばよいであろう。さらに、国際会議の表題が「農業と食料の倫理」となっていることから明らかなように、食料問題が農業倫理学の焦眉の問題であることは間違いない。

農業倫理にせよ食料倫理にせよ、さしあたり一番の問題は、シュレーダー=フレチェットが例示している現状肯定派の論拠にどう対応するかであろう。これらの論拠になんの異論もない、あるいは追認するのであれば、農業倫理あるいは食料倫理など最初から問題にならない。換言すれば、農業倫理学はこうした現状肯定派の論拠を反駁できるほどの強力な論拠を導き出さなければならないという、大きな困難を伴っているともいえるのである。

さて、農業倫理学の論点の全体的な概略はこれくらいにして、以下ではもう少し焦点を絞って、農業倫理学と他分野とのかかわりについて、とくに環境倫理学と生命倫理学とのかかわりについて述べることにするが、その前に、あらかじめその関係を整理しておきたい。

トンプソンによれば、現代における二つの大きな転換が人々に農業生産についての道徳的関心を引き起こした。その二つの転換とは、1)農業技術革新と2)現在の人間以外の存在への道徳の拡大である。1)が生み出す予期せぬ不確実な結果を重大視するとすれば、それによって農業生産に対して強い道徳的関心が向けられることになる。この場合、「食物の安全性」と「環境悪化」の問題とが重大な論点となる。2)についていえば、一方で、人間以外の存在への道徳的関心を拡大する動きが、「動物福祉」や「動物の権利」の問題を生ぜしめたし、他方で、将来世代への道徳的関心を拡大する動きが、「農業生産の維持可能性」の問題を生ぜしめた(See Thompson [1998]: pp. 10-20)。この見解にしたがうとすれば、全面的ではないにせよ、1)にかかわる問題はおのずと環境倫理のみならず生命倫理の問題(とりわけ、健康や安全性の問題)とも重なりあうし、2)にかかわる問題は環境倫理の問題と重なりあう。

以下では、順序は逆になるが、環境倫理学と生命倫理学の論点を整理・確認しつつ、それぞれ農業倫理とのかかわりを論じてみたい。

【2】 農業と環境倫理—道徳の拡大と環境正義—

1. 環境倫理学について

環境倫理学は、1970年代のアメリカ合衆国で、伝統的な自然保護運動、自然科学としての生態学研究の進展とエコロジー運動(自然生態系のもつ意義を重要視し、それと調和した社会発展のあり方や生き方を求める社会思想や運動など)、科学者たちによる地球環境危機の警告等を背景にして生まれた。それは「人間と自然環境との望ましいかかわり方を考えてゆく倫理学のことである。倫理学の対象を人間のみでなく、人間以外の生物や自然環境にまで拡大した点が新しいとされている」(森岡[1997]:56頁)とも、「旧来の倫理の枠組みが人間と社会だけを相手にしていたことを反省し、その枠組みを自然環境にまで拡大することによって、自然を利用・搾取してきた文化のあり方を正そうとする理論と実践の総体」(川本[1997]:224頁)とも規定されている。

繰り返しになるが、上述のように、人間以外の存在への道徳的関心を拡大する動きが、「動物福祉」や「動物の権利」の問題を生ぜしめ、将来世代への道徳的関心を拡大する動きが、「農業生産の維持可能性」の問題を生ぜしめたとすれば、これらの問題は、全面的ではないにせよ、環境倫理の問題と符合する。すなわちこれらは、環境倫理学の用語でいえば、「自然の権利」

(the rights of nature) の問題⁽²⁾と「世代間倫理」(intergenerational ethics) の問題の主要部分を構成することになる。

また、トンプソンはふれていないが、彼が、農業倫理学の論点として、農業生産物の分配と消費をどうするか(世界的飢餓と人口問題等)をあげていることからすれば、これは環境倫理学のなかでもとりわけ重要な「環境正義」(environmental justice) の問題と密接なかかわりを有することは確かである。

以下、確認のためそれぞれの概要だけ述べておこう。

2. 「自然の権利」論について

(1) 議論の枠組み

上述の環境倫理学の規定にもあるように、環境倫理学は、とりわけ自然物の生存権の主張、すなわち倫理の対象を人間のみでなく、人間以外の生物や自然環境にまで拡大した点が新しい、といわれることがある。そこでまず最初に、こうした議論の枠組みを簡単に整理しておきたい⁽³⁾。

シュレーダー＝フレchetteは、もし環境に関する義務が人間共同体の有する要求と利害に基礎づけられるべきだとすれば、われわれは「新しい」倫理を必要としないと、これを「二次的意味の」環境倫理と呼んでいる。これに対して、もし環境に関する義務が自然の有する要求と利害にのみ基礎づけられるべきだとすれば、われわれは「新しい」倫理を必要とするとして、これを「一次的意味の」環境倫理と呼んでいる(Schrader = Frechette [1991] : pp. 17 - 18 ; 訳32頁)。

河野勝彦も、ほぼ同様の趣旨で、環境倫理学を、大きく1)人間中心主義の環境倫理学と2)生命中心主義の環境倫理学の二つに区分している。河野によれば、前者は、あくまで倫理の対象を人間にかぎる近代の倫理的枠組みを維持し、人間共同体の利害の観点から、環境を破壊することによってその環境に利害を有する人間の権利を侵害してはならないとする。自然に対するわれわれの道徳的な義務を、人間に対する義務に遡らせて考える方向である。これに対して、後者は近代の倫理学の枠組みを拡張し、人間だけではなく、動物、植物、山、川といった自然物そのものに、人間の目的から独立の内的価値をみとめ、人間の対自然活動を、単に経済的な動機だけでなく、倫理的動機によっても規制・評価しようとする方向である(河野[2000] : 25頁)。

この二つの環境倫理は、さらに細分することができる。たとえば、J・B・キャリコットは、1)人間中心主義、2)生命中心主義、3)生態系中心主義を、環境倫

理を考えるうえでの主要なアプローチと見なしている(See Callicott [1995] : pp. 676-683)。また、ヴェジリンドとガンは、モラル共同体を拡張して環境倫理を探る理論的立場として、1)知覚のある動物を含める立場、2)すべての生命を含める立場、3)生態系全体を含める立場をあげている(Vesilind & Gunn [1998] : 訳89-103頁参照)。さらに、R・エリオットは、1)人間中心の倫理(human-centred ethics)、2)動物中心の倫理(animal-centred ethics)、3)生命中心の倫理(life-centred ethics)、4)万物倫理(everything ethic)、5)生態学的全体論(ecological holism)の五つに区分している(See Elliot [1991] : pp. 285-289)。

(2) 「環境主義」への転換

1960年代から70年代にかけて欧米の環境倫理思想の枠組みが大きく転換したといわれる。その主要な思想的転換とは、「自然保護」(conservation)から「環境主義」(environmentalism)への転換であり、その主要な思想的核は、「人間中心主義」(anthropocentrism)からの脱却である、といわれている(鬼頭[1996] : 34頁)。

R・F・ナッシュは、「道徳には、人間と自然との関係が含まれるべきである」という思想の歴史と意味を明らかにするために書いた『自然の権利』(1989年)のなかで、その転換を、次のように説明する。「人間が自然に対して畏敬の念をもつとともに、自然の権利を認めていく」(Nash [1989] : 訳i頁)、「自然には生存権があるとともに、倫理的共同体に帰属できる権利がある」(ibid. : 同所)、「倫理は人間の専有物であるという考え方から転換し、むしろ、その関心対象を、動物、植物、岩石、さらには一般的な“自然”、あるいは“環境”にまで拡大すべきである」(ibid. : p. 4 ; 訳 4頁)。

これをエリオットの区分でいうと、人間中心主義が批判されて、2)3)4)5)のどれかへと転換してきた、ということになる。換言すれば、こうした「環境主義」への転換とは、人間以外の存在に「固有の価値」や「生存の権利」あるいは「尊厳」の概念を拡張する試みといってもよいであろう。

ここで議論が混乱しないように付け加えておこうが、環境倫理学の文脈での「人間中心主義」、つまり「自然の権利」論が批判の対象とする考え方とは、①人間は人間以外のどんな存在物よりも優れている、②人間以外の存在物は人間のために存在する、だから、③人間は人間以外の存在物をどのように使ってもかまわない、のうちどれかあるいは全部を含んだものと理解しておきたい⁽⁴⁾。

3. 世代間倫理について

世代間倫理は、環境問題との関連でのみ必要とされているわけではない。たとえば、保険政策や国家財政の問題を考えれば、その必要性はおのずと理解されるはずである。

世代間倫理とは、字面からは、現在の世代と将来の世代とのあいだの倫理であるといえる。しかしこの場合、実際は将来の世代はその倫理を要求される主体ではない。世代間倫理の問題はあくまでも現在の私たち自身の問題である。世代間倫理とは、より正確に言えば、「将来の世代の利益を配慮することを要求する倫理」、「将来の世代の利益を考慮して、われわれ現在の世代が自らの行為に制限を課すことを要求する倫理」、「将来の世代の利益を保護しようという考え方」(谷本[1994]: 200頁)をいう⁽⁵⁾。

4. 環境正義(環境的公正)について

たとえば南北格差にみられるように、現在において自然資源の活用による恩恵をすべての人が平等に得られてはいないし、自然開発などから生じる環境汚染被害にも著しい偏りが見られる。世代間の不公正のみならず、こうした世代内不公正の問題はけっして無視されてはならない環境倫理学の課題である。こうした問題を考えていくうえで、環境正義の思想はきわめて重要である。環境正義(あるいは環境的公正)の思想とは、「人間活動全体としての環境への負荷を減らすと同時に、環境からの便益(環境資源の享受)および環境破壊の負荷(被害)に「公平原則」(equity principle)を適用することによって、環境保全と社会的公正の同時達成を目指す思想」(戸田[1995]: 178頁)のことである。この場合、分配的正義の問題のみならず、その背景にある手続き的正義の問題も視野に含まれるし、さらに、動物の権利や自然の権利の問題も環境正義の問題として考えようとする方向もある⁽⁶⁾。

5. 農業と環境倫理(まとめ)

すでに述べたように、シュレーダー=フレチェットらによれば、工場的農業と畜産業のあり方(動物に対して不必要な苦痛を与えることなど)が農業倫理学の論点のひとつである。人間以外の存在へ道徳的関心を拡大する動きが、「動物福祉」や「動物の権利」の問題を生ぜしめたとすれば、この問題は環境倫理学の問題でもある。

ただし、広義の「自然の権利」の思想には「動物の権利」(ないし「動物の解放」)の思想が含まれるが、「動物の権利」では家畜(実験動物やコンパニオン・アニマルを含む)と動物個体に力点があり、「自然の権利」

(狭義)では野生生物と生態系に力点がある、という違いも指摘されている(戸田[1998]: 122頁)。

一方、シュレーダー=フレチェットらがいるその他の論点、すなわち健康や安全への脅威は世代内および世代間の問題であり、環境正義の問題でもある。また、アグリビジネス産業による食料生産の独占的支配は、環境正義の問題と大いにかかわっている⁽⁷⁾。さらに、農業資源枯渇や環境に配慮しない農業は将来世代へ道徳的関心を拡大する動きがなければ問題となるはずもなく、その意味で同じく環境倫理学の問題でもある。

【3】 農業と生命倫理—「農業生命倫理学」(agricultural bioethics)の論点—

1. 総合学問としての生命倫理学

生命倫理という言葉は、わが国でも現在一般に知られるようになっているが、その使われ方は多様である。生命倫理とはバイオエシックスの翻訳語であり、それは元来、総合的で学際的な性格をもつ学問研究分野を指す言葉である。『生命倫理学百科事典』(1995年改訂版)の編集代表 W・T・ライクは、生命倫理学を「生命科学や保健医療(ヘルスケア)の道徳的次元を、学際的に、多様な倫理的方法を用いながら、体系的に研究するもの」(Reich [1995]: p. xxi)と定義している。米本昌平は生命倫理学を「複数の専門領域から考察する総合学問」であると、ライクの定義の引用に続けて、こう述べている。

「これまでの〈医の倫理〉が狭義の医師—患者関係を前提していたのに対して、バイオエシックスは、医師以外の医療関係者、治療には直接関係ない生物医学・行動学の基礎研究、実験動物の取り扱い、さらには環境問題、人口問題などをも含み、これらを倫理、文化、宗教、法律、哲学など複数の専門領域から考察する総合学問であるとされる」(米本[1997]: 562頁)。

2. 「農業生命倫理学」(agricultural bioethics)の論点

わが国でバイオエシックスの翻訳語の「生命倫理」(あるいは「生命倫理学」と聞けば、とりわけ先端医療における倫理問題だけを想定しがちであるが、米本の規定からもわかるように、また『生命倫理学百科事典』の諸項目を通覧するだけでも、実に広範囲にわたる問題領域が含まれていることがわかる。「農業」という項目もそのうちのひとつである。執筆担当者の R・P・ヘインズが「生命倫理学が「生命科学の倫理学」だとすれば、農業は、歴史的にも概念的にも制度的にも、生命倫理学にとって重要なものである」(Haynes [1995]:

p. 101) と述べているように、農業が生命倫理学の問題と密接なかかわりがあることははっきりしている。

ところで、「農業生命倫理学」という用語を、ミーファムは農業倫理学の一部門に対して使用している。それは、生物学にもとづく倫理的諸問題を取り扱い、主としてこれらの問題は、たとえば家畜における生殖技術や動物、植物、微生物の遺伝子工学のような現代のバイオテクノロジーの応用から生じるとされている。そしてこれらの問題は動物福祉、人間福祉、環境問題、「自然的」という概念の動揺についての諸問題と関連しているとされる。具体的事例として彼は、1) 家畜における生殖技術、2) 遺伝子組み換え、3) 家畜の多産促進剤、4) 遺伝子組み換え穀物、5) 遺伝子組み換え種の特許問題を取り上げており、主として安全性、動物福祉、公平性といった視点から論じている (See Mephram [1998] : pp. 103-106)。

これに対して、同じく「農業生命倫理学」という用語を使用するヘインズは、これまで確認してきた農業倫理学の内容とほとんど重なるほど、この用語を生物学研究から派生する問題を扱うことだけに限定しない、より幅広い概念として使用している。彼によれば、問題の発端は、生命科学と国家政策に支えられて成立したアメリカ合衆国の「よい」農業とは、根本的に生産効率優先の「産業的」(industrial) 農業であった(し、いまもそうである)ということにある。したがって、農業生命倫理学の議論はこうした「生産的」農業のあり方にどう対応するかにかかわることになる。ヘインズがあげているそこでの主要な論点を要約してまとめれば、次の四つになる (See Haynes [1995] : pp. 102-105)。

- ① 生命科学と国家政策に支えられる生産効率優先的かつ自然支配的傾向の濃厚な「産業的」農業は、真のあるべき農業の姿といえるのか。
- ② こうした「産業的」農業から生じる不公平の問題をどう考えるか (たとえば、安全性被害の偏りの問題や不平等な配分の問題など)。
- ③ こうした「産業的」農業のまま、維持可能な農業発展は可能なのか(環境破壊の拡大の問題など)。
- ④ バイオテクノロジーに依拠することで、これらの難問をほんとうに克服できるか。

3. 農業と生命倫理 (まとめ)

すでに述べたように、生命倫理学の問題領域はきわめて広範囲にわたっており、とりわけ現代医療における問題がさかんに議論されているが、ミーファムやヘインズの見解を認める限り、広義の生命倫理学における農業に関する論点が、前述の環境倫理学と同様に、

農業倫理学の論点とも部分的に重なるのは明らかである。

【4】 小規模家族農場の価値

これまで農業倫理、環境倫理、生命倫理に関する議論の論点を整理してきたが、農業倫理学に固有ともいえるべき大きな問題が残っている。すなわち、家族農場の価値とは何か、あるいは、家族農場を救う道徳的義務は存在するのか、という問題である。シュレーダー＝フレチェット、トンプソン、ミーファム、ヘインズが提示する論点のなかにも当然この問題が含まれている。ここでは、トンプソンの見解の一端だけ見ておこう (See Thompson [1998] : pp. 20-23)。

トンプソンによれば、この問題は世紀の変わり目以来アメリカ合衆国のどのような生産政策論争においても重要な問いであったし、世界中のほとんどの産業国で類似の問題が起こっている。彼はこの問題が飛躍的な生産技術革新によって生じた問題であることは認めるが、もし私たちが家族型農場の永続は重要だと考える理由をもたないとすれば、そもそも生産技術革新の影響は道徳的に有意義なものではなくなってしまふ、という。したがって、ここでの農業倫理学における課題は「家族農業経営者の生活が特別のものであると考えるための道徳的根拠」(Thompson [1998] : p. 22) を提示することにある。

トンプソンは、これに対してカント的な啓蒙主義道徳の個人主義と普遍主義では対応できないとし、家族農業で培われる徳を賛美する W・ベリーの思想を紹介しつつ、「新伝統主義」、すなわち「封建システムの古い伝統主義の修正」(ibid.) を提唱している。もちろん彼は封建身分制を支持しているわけではなく、意図するところはあくまでも復活ではなく、修正にある。哲学的な議論として興味深いのは、ここでトンプソンが、A・マッキンタイアーらの著作をあげつつ、共同体主義 (Communitarianism) が新伝統主義とかなり近い関係にあると論じているところである⁽⁸⁾。ここではこれ以上ふれないが、彼の『農業倫理学』のいくつかの章はこの立場から論じられており、家族型農業の道徳的根拠を考えるうえでのひとつの理論的立場として参考できるものと思われる。

おわりに

以上、農業倫理を考えるための準備作業として、農業倫理学の論点について、環境倫理学と生命倫理学の論点のいくつかと比較しつつみてきた。参考文献が限

られていることは承知のうえでいえば、各章のおわりにまとめたように、農業倫理に関する議論の論点環境倫理と生命倫理の議論のそれと相当程度重なることはとりあえずは確認できたと思われる。生命倫理の問題は現代医療の問題が大きく比重を占めているのでいっしょにはできないが、とくに農業と環境問題は関連性が深く、どちらからみていっても同じ論点にぶつかる面が多い。

ただし、小論のはじめに述べたように、何が問題なのか、何が論点なのかをはっきりさせることが主目的だったので、その問題をどう考えるのか、どう解決するのかについてまで踏み込んでいない（というより、踏み込むまでの準備がない）し、羅列しただけで論点相互の関係についての整理がなされていない。これらの多くの課題に立ち向かうためには、小論で取り上げた論者たちも述べているように、必然的に学際的研究にならざるをえないのははっきりしている。そういう意味では、小論はあくまでも準備作業にすぎない。

最後に、うえで述べたことの繰り返しになるが、一言付け加えたい。農業倫理にせよ食料倫理にせよ、さしあたり一番の問題は、シュレーダー＝フレchetteが例示している現状肯定派の論拠にどう対応するかであろう、と私はうえで述べた。またトンプソンは、前章で引用したように、家族農場の価値を考える場合、もし私たちが家族型農場の永続は重要だと考える理由をもたないとすれば、そもそも生産技術革新の影響は道徳的に有意義なものではなくなってしまう、と述べている。要するに、現状を見直すべく理由がなにもなければ、あるいは現状のままでもよいなら、なんら「倫理」問題など生じはしないのである。「倫理」問題を突き詰めていけば、これまでやってきたことを全面的に見直すことになり、農業研究者や農業従事者の職業アイデンティティを奪いかねない結論すら出てくる可能性もある。現状肯定派の論拠が強力なだけに、これを反駁できるほどの説得的な論拠を導き出さなければならぬ、という大きな困難が農業倫理学に伴っているのは明らかである。

注

- (1)長谷部 [1999] に、立川雅司による同書の概要紹介（一部省略）とコメント・質疑があるので、参照されたい。
- (2)「自然の権利」論については、十分とはいえないが、批判的に検討した拙論がある。畠中 [1996] ; 同 [1998] a ; 同 [1998] b を参照されたい。
- (3)ここでの整理は環境倫理学全体についてのものでは

ない。あくまでも理論上の、しかも一分野についての記述であり、ほんの一部分の議論であるのはいうまでもない。応用的領域まで含めると、環境倫理学がカバーする領域は相当広い。参考のために、L・P・ポジマンが編集した『環境倫理基本論文集』(Pojman [1994]) の内容構成をあげておく。第一部理論：1. 西洋の自然哲学—現在の生態学的危機の起源、2. 動物の権利、3. 自然は内在的価値をもっている—生命中心的倫理・生態系中心的倫理・ディープ・エコロジー、4. エコフェミニズム、5. ガイア仮説と生命圏倫理、6. 種と自然物の保存、7. 環境倫理の非西洋的視点、8. 未来世代への義務。第二部応用：1. 人口—一般的考察、2. 人口と世界的飢餓、3. 人口は汚染とその他の生態系破壊の第一原因か、4. 汚染—一般的考察、5. 殺虫剤、6. 温室効果、7. われわれは破滅的な浪費を克服しつつあるのか、8. われわれは核の力を復活させるべきか、9. 経済と環境、10. 維持可能な社会。

- (4)人間対自然という枠組みに拘泥すれば、シュレーダー＝フレchetteのいう「二次的意味の」環境倫理も、河野やキャリコットの分類¹⁾も、人間中心主義に数え入れることも可能だが、それらが環境破壊的行為を容認していない以上、環境破壊的行為に直結する上述の「人間中心主義」と同一視することはできないであろう。
- (5)世代間倫理の倫理学的問題のひとつに、世代間倫理が成立するための根拠は何か、すなわち、なぜまだ存在していない人々とのあいだに倫理関係を取り結ぶことができるのか、という哲学的問題がある。これについては、谷本 [1994] ; 蔵田 [1998] を参照されたい。
- (6)環境正義の思想については、戸田 [1998] が簡潔に述べているので参照されたい。
- (7)シュレーダー＝フレchetteは、農業が農業ビジネスになるのに応じて、農業倫理学の論点のいくつかがビジネス倫理学のそれと重なってくることを指摘している (Schrader = Frechette [1992] : p. 32)。
- (8)キャリコットは、環境倫理について概観するにあたり、本文であげた環境倫理を考えるうえの三つの主要なアプローチ以外に、エコフェミニズム、ディープ・エコロジー、多元主義、そして共同体主義をあげている (See Callicott [1995] : pp. 683-686)。

文献

- 朝日新聞社 [1997] 『農学がわかる。』、朝日新聞社。
川本隆史 [1997] 「環境倫理学」、木田元ほか [編] 『コ

ンサイス20世紀思想辞典〈第2版〉』、三省堂。
 鬼頭秀一 [1996] 『自然保護を問いなおす』〈ちくま新書〉、筑摩書房。
 蔵田伸雄 [1998] 「「未来世代に対する倫理」は成立するか」、加藤尚武 [編] 『環境と倫理』、有斐閣。
 河野勝彦 [2000] 『環境と生命の思想』、文理閣。
 谷本光男 [1994] 「環境問題と世代間倫理」、加茂・谷本 [編] 『環境思想を学ぶ人のために』、世界思想社。
 戸田 清 [1995] 「解説 社会派エコロジーの思想」、小原秀雄 [監修] 『環境思想の系譜2』、東海大学出版会。
 ——— [1998] 「環境正義の思想」、加藤尚武 [編] 『環境と倫理』、有斐閣。
 長谷部 正 [研究代表] [1999] 『農業経済倫理学の構築』〈(平成9・10年度文部省科学研究費補助金(萌芽的研究)研究成果最終報告書(課題番号09876058))〉。
 畠中和生 [1996] 「「自然の権利」考」、広島大学倫理学研究会 [編] 『倫理学研究』第9号。
 ——— [1998] a 「生命の平等と環境倫理」、鈴木盛久 [編] 『環境との共生を求めて』、広島大学学校教育学部環境教育実践学研究会。
 ——— [1998] b 「「自然の権利」再考」、西日本応用倫理学研究会 [編] 『ぷらくしす』春号。
 森岡正博 [1997] 「環境倫理」、星野勉ほか [編] 『倫理思想辞典』、山川出版社。
 安延久美 [1999] 「農業・農村の社会科学的研究における新しい動き—第1回農業と食料に関するヨーロッパ会議に参加して—」、『農業経営通信』No.201。
 米本昌平 [1997] 「生命倫理」、木田元ほか [編] 『コンサイス20世紀思想辞典〈第2版〉』、三省堂。

Callicott, J.B. [1995] “Environmental Ethics: Overview” in: *Encyclopedia of Bioethics (Revised Edition)*, Vol. 1, W. T. Reich (editor-in-chief), Macmillan and Free Press.
 Elliot, R. [1991] “Environmental Ethics” in: *A Companion to Ethics*, P. Singer (editor), Blackwell.
 Haynes, R.P. [1995] “Agriculture” in: *Encyclopedia of Bioethics (Revised Edition)*, Vol.1, W. T.

Reich (editor-in-chief), Macmillan and Free Press.
 Mepham, B. [1998] “Agricultural Ethics” in: *Encyclopedia of Applied Ethics*, Volume 1, R. Chadwick (editor-in-chief), Academic Press.
 Nash, R.F. [1989] *The Rights of Nature*, The University of Wisconsin Press. [R・F・ナッシュ [著] / 岡崎洋 [監修]・松野弘 [訳] [1993] 『自然の権利—環境倫理の文明史』、TBブリタニカ。ちくま学芸文庫 [1999] に収録]
 Pojman, L. P. [1994] *Environmental Ethics. Readings in Theory and Application*, Jones and Bartlett.
 Reich, W.T.(editor-in-chief) [1995] *Encyclopedia of Bioethics (Revised Edition)*, Vol.1, Macmillan and Free Press.
 Schrader = Frechette [1991] *Environmental Ethics (Second Edition)*, The Boxwood Press. [シュレーダー=フレchette [編] / 京都生命倫理研究会 [訳] [1993] 『環境の倫理』上・下、晃洋書房]
 ——— [1992] “Agricultural Ethics,” in: *Encyclopedia of Ethics*, Volume 1, L.C.Becker & C.B.Becker(editors), Garland Publishing, Inc.
 Thompson, P.B. [1998] *Agricultural Ethics*, Iowa State University Press.
 Vesilind, P.A. and A. S. Gunn [1998] *Engineering, Ethics, and the Environment*, Cambridge University Press. [P・A・ヴェジリンド、A・S・ガン[著] / 日本技術士会環境部会[編訳] [2000] 『環境と科学技術者の倫理』、丸善株式会社]
 * 欧文文献からの引用については、原著頁数が確認できない場合には、邦訳頁数だけを記したものもある。

[付 記]

小論は、平成11~13年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(B))「農業経済倫理学の展開とその応用—農の倫理への超学的アプローチ—」(課題番号11559001)による研究成果の一部である。なお、小論の一部は、第14回農環境倫理研究会(2000年12月16日、東北大学農学部)で報告した。